

【ホームページ公開用】

## 京都府いじめ調査委員会調査報告書

令和3年3月9日

京都府いじめ調査委員会

## 目 次

第 1	はじめに.....	3
第 2	本件事案の概要 .....	3
第 3	用語の整理.....	3
第 4	学校調査委員会による調査結果の概要 .....	5
第 5	生徒 A 及び生徒 A 保護者が再調査を希望する理由 .....	5
第 6	当委員会による再調査の概要 .....	6
第 7	当委員会が本件事案に関して認定した事実関係 .....	7
第 8	当委員会の本件行為に関する判断.....	9
1	本件行為の「いじめ」該当性について .....	9
2	本件行為の「重大事態」該当性について .....	10
第 9	当委員会の本件事案に関する評価と提言 .....	12
1	本件学校の対応についての評価と提言 .....	12
(1)	本件学校の対応についての評価.....	12
ア	本件当日の対応について .....	12
イ	本件当日以降の対応について.....	13
(2)	本件学校への提言.....	13
ア	学校内部における「いじめ」問題に対する取組みの整備 .....	14
イ	外部専門家との連携 .....	15
2	京都府教育委員会の対応についての評価と提言 .....	17
(1)	京都府教育委員会の対応についての評価.....	17
ア	本件学校の対応状況を具体的に確認していなかったこと .....	17
イ	速やかに第三者委員会を設置しなかったこと .....	18
(2)	京都府教育委員会への提言 .....	18
ア	手順の明確化とルール化 .....	18
イ	記録の作成と保存 .....	19
ウ	スクールカウンセラーとスクールロイヤーの整備及び周知 .....	19

## 第1 はじめに

- 1 京都府いじめ調査委員会（以下、「当委員会」という。）は、京都府附属機関設置条例（昭和28年府条例第4号）に基づき設置された知事の附属機関で、いじめ防止対策推進法（以下、単に「法」という。）第30条第2項の規定による調査（法第28条第1項の規定による調査の結果の調査、以下、「再調査」という。）等を管掌している委員会である。
- 2 本報告書では、平成29年10月16日に京都府立[ ]学校（以下、「本件学校」という。）において発生した事象（以下、「本件事案」という。）が、①法第2条第1項所定の「いじめ」に該当するかどうかと、②本件行為が「いじめ」に該当するとした場合に法第28条第1項所定の「重大事態」に該当するかどうかに関する当委員会の再調査の結果を示し、最後に、③当委員会の本件事案に関する評価と提言を示すこととする。

## 第2 本件事案の概要

### 1 対象生徒について

生徒A：当時、本件[ ]1年生女子

生徒B：当時、本件[ ]3年生女子

生徒C：当時、本件[ ]2年生女子

### 2 発生した事象について

平成29年10月16日の昼休み、生徒Bが本件[ ]教室に入室し、同教室内にいた生徒Aの右腕を掴み同教室外の廊下へ連れ出した（以下、「本件行為」という。）。なお、生徒Bが生徒Aを連れ出した先の廊下には、生徒Cがいた。

## 第3 用語の整理

当委員会を含め、本件事案の調査に関しては、これまで、法に基づき設置された3つの委員会が関与しているため、本報告書においては、次のとおり用語を整理する。

### 1 「校内いじめ対策委員会」

本件学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うことを目的として法第22条に基づいて設けられている組織で、本件学校の校長・副校長を含む10名の教職員と心理に関する専門的な知識を有する者としてスクールカウンセラーである臨床心理士によって構成された委員会である。

## 2 「学校調査委員会」

正式名称は、「京都府立□□学校いじめ問題調査委員会」であるが、本報告書では上記の表現とする。

学校調査委員会は、法第28条第1項に基づいて本件学校内に設置された第三者調査組織であり、令和元年7月12日、本件学校の校長から委嘱を受けて本件事案の調査を開始し、令和2年1月10日、調査報告書を作成し、その調査結果を報告した。

学校調査委員会による調査結果の内容は、後述する。

## 3 「当委員会」

本報告書の作成主体である。

当委員会の委員及び本件事案の再調査に当たって選任された臨時委員の構成は、以下のとおりである。

氏名	現職	備考
片山 紀子	京都教育大学大学院教授	令和2年9月29日付け新任
小松 琢	弁護士(弁護士法人こまつ総合法律事務所)	
菅 佐和子	臨床心理士(京都大学名誉教授)	
内藤みちよ	臨床心理士・精神保健福祉士・公認心理師	令和2年9月29日付け新任
原 清治	佛教大学副学長	委員長
野澤 健	弁護士(洛新法律事務所)	臨時委員
宮光 宗司	弁護士(洛友法律事務所)	臨時委員

※五十音順。現職欄の記載は、本報告書提出時点のものである。

※伊藤悦子委員(京都教育大学教授)及び友久久雄委員(精神科医〔龍谷大学・京都教育大学名誉教授〕)は、任期満了により令和2年9月28日付けで当委員会委員を退任した。

#### 第4 学校調査委員会による調査結果の概要

学校調査委員会による調査結果の概要は、以下のとおりである。

##### 1 「いじめ」の認定について

本件行為は、生徒Bが生徒Aの腕を持ち一緒に歩くというものであり、生徒Aが生徒Bに対して拒否したり、抵抗したり、嫌がったりしていた事実は認められない。また、本件行為の後、当日の生徒Aの表情及び行動には特段の変化もなかった。

よって、、学校内の同性の生徒の間では日常的にありふれた行為であり、客観的外形的に人権侵害のおそれを内包する「いじめ」に該当する行為ということは困難である。

##### 2 本件学校及び京都府教育委員会課の対応について

本件学校及び京都府教育委員会課の対応に関する学校調査委員会の調査結果については、当委員会も概ね同意見であるため、本報告書第9において詳述する。

#### 第5 生徒A及び生徒A保護者が再調査を希望する理由

生徒A及び生徒A保護者が再調査を希望する理由の概要は、以下のとおりである。

##### 1 本件行為の評価が不合理であること

本件行為は、生徒Aが教室で楽しく遊んでいるときに、生徒Bが突然入室してきて、教諭が「ちょっと待って」と言ったにもかかわらず、生徒Aの手を引っ張り廊下に連れ出すものであって、日常的にありふれた行為とはいえない。

##### 2 生徒Aの聴き取りが行われていないこと

学校調査委員会による調査報告書では、本件行為について、生徒Aが拒否したり嫌がったりした事実は認められず、本件行為当日の生徒Aの表情及び行動に変化はなかった、とされているが、生徒Aに直接確認もせずにこのように認定することは正当でない。

また、生徒Aが一人で聴き取りを受けることには不安があったため、手紙

のやり取りであったら調査に応じると生徒A保護者が学校調査委員会に伝えていたにもかかわらず、結局これが放置された。

- 3 本件学校及び京都府教育委員会[ ]課の対応が不誠実であること
- (1) 本件行為に関する本件学校の説明は、例えば、情報開示請求により取得した資料によると現場の教室には教諭が一人しかいなかったことになっているが、学校調査委員会による調査報告書では、本件学校の言い分を鵜呑みにして現場の教室には教諭が二人いたことになっているなど、説明内容がその都度変遷していて信用できない。
- (2) 本件学校及び京都府教育委員会[ ]課に対しては、当初から繰り返し、いじめ重大事態として取り扱ってほしい旨を伝えていた。しかしながら、学校調査委員会が立ち上がったのは本件行為から約1年9か月後である。被害者の立場に寄り添ってもらえなかったことに憤りを感じ、また、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインにも反している。

## 第6 当委員会による再調査の概要

- 1 当委員会による再調査の経過は、下記のとおりである。

### 記

令和2年	8月20日	当委員会開催（第1回）
	9月8日	当委員会開催（第2回）
	10月13日	当委員会開催（第3回）
		生徒A及び生徒A保護者の聴き取り
	11月10日	当委員会開催（第4回）
	12月8日	当委員会開催（第5回）
令和3年	1月12日	当委員会開催（第6回）
	3月9日	当委員会開催（第7回）

- 2 以下では、本件事案に関して、①当委員会において認定した事実関係を最初に示し、この事実関係を前提として、②本件行為が「いじめ」に該当するかどうかと、③本件行為が「いじめ」に該当するとした場合に「重大事態」に該当するかどうかに関する当委員会の判断を行い、最後に、④当委員会の

本件事案に関する評価と提言を示すこととする。

## 第7 当委員会が本件事案に関して認定した事実関係

### 1 本件行為について

(1) 平成29年10月16日の昼休みに、生徒Aは、本件[ ]教室において、他の生徒ら複数名とともに、音楽を聞きながら歌を歌うなどしていた。

(2) 同日午後0時45分頃、生徒Bが同教室に入室し、同教室内で立っていた生徒Aに対し、「〇〇ちゃん（生徒Aの名前）」と声を掛け、生徒Aの右手首を持って生徒Aを廊下に連れ出した。

(3) 生徒Aは、本件行為の翌日である同月17日、本件学校を欠席し、整形外科医院を受診（関節等の捻挫、挫傷、5日間の安静加療を要すとの診断書あり）した。また、生徒Aは、同月18日から本件学校に登校した。

生徒Aは、同月19日に本件学校の保健室を訪ね、右手首の湿布をはり替えてもらった。また、同月24日にも本件学校の保健室を訪ねて痛みを訴え、右手首に湿布を処置してもらった。

(4) この当時の状況について、当委員会が生徒Aに聴き取り調査を実施したところ、生徒Bが教室内に突然入って来たときの気持ちについて、生徒Aは「びっくりした」と答え、何をされたのかという質問に対しては、生徒Aは「無理やり引っ張られた」と答えた。

また、体のどこを掴まれたのかという質問に対しては、生徒Aは「手首」と答え、掴まれたときはどのような気持ちになったのかという質問に対して、生徒Aは「痛かった」と答えた。

さらに、生徒Bのことを今思い出すとどのような気持ちになるのかという質問に対しては、生徒Aは「つらい気持ち」と答え、本件学校の教諭に対する気持ちについては「うそつきと思っている」と答えた。

### 2 本件学校の対応について

(1) 生徒A保護者は、平成29年10月16日、帰宅した生徒Aから本件行為についての説明を受けた。生徒A保護者はすぐに、本件学校に電話をか

けたが、連絡が繋がらなかったため、京都府教育委員会[ ]課に電話をかけ、本件学校に連絡をしてもらいたい旨述べた。

本件学校が生徒A保護者へ連絡をしたところ、生徒A保護者は生徒B保護者を呼ぶことを求めたのに対して、本件学校の副校長は「保護者を呼んで話合いの場を設定するのは難しいですね」などと答えた。

このやり取りを受けて、生徒A保護者は、警察に対して電話をかけ、本件行為についての相談をした。

- (2) この相談を受けた警察は、同月17日、生徒A宅を訪れた。生徒A保護者は、本件行為の説明をして警察に被害届を提出した。

本件学校の副校長等3名は、同日、生徒A宅を訪れ、生徒A保護者に対し本件行為の説明をした。

- (3) 本件学校は、警察からの助言を受けて、同年11月3日、生徒A保護者と生徒B保護者が会う場を学校で設け、その際に本件学校は、本件行為について改めて生徒A保護者に説明をしたところ、生徒A保護者は、「それだけなら電話でもいい」などと述べ、本件学校の対応の遅さに苦言を呈した。

- (4) 本件学校は、同月7日、校内いじめ対策委員会の平成29年度第1回委員会を開催した。その際、本件行為に関して、生徒A保護者が被害届を出したため、その決着については司法の決定に委ねることが学校としての中立性を維持することになる、などといった方針が確認された。

- (5) 本件学校は、平成30年2月13日、校内いじめ対策委員会の平成29年度第2回委員会を開催した。その際も、平成29年11月7日に開催された第1回委員会で確認された方針(生徒A保護者が被害届を出したため、その決着については司法の決定に委ねることが学校としての中立性を維持することになる)が再度確認された。

### 3 京都府教育委員会の対応について

- (1) 京都府教育委員会[ ]課は、平成29年10月16日、生徒A保護者から電話があり、本件学校に連絡を取ってもらいたい旨を伝えられたため、本件学校に連絡をした。

(2) 同課は、同年11月7日から平成30年2月までの間、生徒A保護者からの問い合わせに対し、「学校はいじめとして対応しています」、などと回答した。

また、生徒A保護者は、同月頃、同課に対し、第三者によるいじめ調査を求める旨の意向を示したが、同課はこれに対し、「第三者による調査を検討します」、「時間が掛かります」などと回答した。

(3) 生徒A保護者は、同年3月、京都府教育委員会に対し、本件行為に関する報告書等の情報開示請求を行うとともに、平成31年1月までの間に、改めて第三者によるいじめ調査の依頼を京都府教育委員会[ ]課に対して行ったが、同課は、いじめに関して具体的に何の調査をしてほしいのか内容を言ってもらいたいなどと生徒A保護者に回答した。

(4) 同課は、同年1月、生徒A保護者に対し、具体的な調査内容を書面で提出することを求め、同年2月27日、生徒A保護者に書式を示した文書を郵送した。

生徒A保護者は、同年3月22日、求める調査内容を記載した「重大事態の内容」と題する書面を同課に提出した。

(5) 京都府教育委員会は、令和元年5月22日、京都府教育委員会の附属機関である京都府いじめ防止対策推進委員会に対して、生徒A保護者から提出されたいじめ重大事態に係る調査依頼と調査内容を報告して、学校内組織として学校調査委員会が法第28条第1項に基づいて設置されることになり、同年7月12日に学校調査委員会による第1回委員会が開催された。

## 第8 当委員会の本件行為に関する判断

### 1 本件行為の「いじめ」該当性について

#### (1) 前提

当委員会は、法第2条第1項の定義に従い、本件行為が「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象と



イ 当委員会の聴取調査の場において、生徒A保護者は、生徒Aが本件学校を卒業し、、生徒Cと一緒にすることがあった、生徒Aはひどく怖がり、未だ当時のフラッシュバックが残っていると述べる（なお、生徒Aに対する事後的なケアが不十分であったことは後述する。）。

生徒Aが未だ生徒B及び生徒Cに対し恐怖心を抱いていることは誠に痛ましいことであるが、他方で本件行為により怪我をしたとの診断書はあるものの、生徒Aに後遺障害が残存しているといった所見はなく、また、生徒Aに希死念慮も認められない上、実際に自傷行為等に及ぶなどして生徒Aの生命又は身体に重大な影響が生じたという事実も見受けられない。

ウ そうすると、本件行為により、生徒Aの「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」と認めることはできないし、また、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」と認めることもできない。

エ 以上の次第で、本件行為は法第28条第1項第1号及び同項第2号に定める「重大事態」に該当するとまではいうことはできないというのが、当委員会の結論である。

オ もっとも、本件行為が直接的に「重大事態」とまではいえないとしても、本件行為（平成29年10月16日）から第1回学校調査委員会の開催（令和元年7月12日）までに約1年9か月もの期間が経過しており、どのような事情があったにせよ、より早期に調査の着手が可能であったと推察され、法第28条第1項が「速やかに…組織を設け、…事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」と定めている趣旨にもとり、調査を求めていた生徒A及び生徒A保護者にとっては、本件学校及び京都府教育委員会によって放置されているとの認識をもったとしてもやむを得ないといえる。

また、たとえ結論として重大事態ではなかったとしても、さらにいえば事後的に「いじめ」と認定するかどうかにかかわらず、漫然と事態を

放置することは、ケアを必要とする被害生徒を放置することでもあり、二次的被害を生じさせる危険性がある。かかる対応は、事態をさらに深刻化させ、重大事態の発生にも繋がりがねない上、当事者の学校や行政に対する不信感を増幅させ、事態の解決を一層困難にするものであり、不適切であったといわざるを得ない。

そこで、以下、本件学校及び京都府教育委員会（特に本件では、主に生徒A保護者の問い合わせ等に対応をしたと推察される京都府教育委員会課係）の対応について当委員会の評価を記し、今後同様の事態が生じないように、当委員会からの提言を行う。

## 第9 当委員会の本件事案に関する評価と提言

### 1 本件学校の対応についての評価と提言

#### (1) 本件学校の対応についての評価

##### ア 本件当日の対応について

上記第7の2に記載したとおり、本件行為当日、本件学校（具体的には副校長及び担任教諭）は生徒A保護者に電話をかけている。その際、生徒B保護者を呼んで謝罪の場を設定するようにとの生徒A保護者からの要請を本件学校が断ったことで、結果的には、生徒A保護者が生徒B保護者に直接連絡し、あるいは警察に被害届を出すなどの事態に至った。

このような問題の初期対応の判断には困難が伴うところではあるが、学校調査委員会による調査報告書でも指摘されているとおり、本件学校（特に管理職である副校長）としては、生徒A保護者に対し、拒絶的な対応に終始するのではなく、まずは事実関係の調査を行う必要があることを丁寧に説明し、生徒A保護者の理解、協力が得られるように対応をすべきであった。

また、このような場面で保護者の理解を得るためには、これも学校調査委員会による調査報告書が指摘しているとおり、生徒や保護者に対し、日頃から様々な機会を通じて「いじめ」に対する学校の考え方や方針を伝え、このような問題に対する学校への信頼を形成しておく必要がある。

## イ 本件当日以降の対応について

本件学校は、遅くとも平成29年10月24日には生徒A保護者が、本件行為が「いじめ」である旨を指摘していることを認識し、同年11月7日には第1回目の校内いじめ対策委員会を開催している。この委員会には、スクールカウンセラーも予定を約1か月早めて来校し、出席したようである。

しかるに、校内いじめ対策委員会をこの時機に本件学校内部で開催したこと自体は一定の評価ができるものの、その場においては、「司法に訴えられたことで、その決着については司法の決定の委ねることが学校としての中立性や公平性を維持することになる」などといった方針が確認されて、これに対して参加者内から異議が出た様子もなく、本件行為当時の校長、副校長及び総括主事といった管理職も同意見であったことが確認できる。また、校長は、学校調査委員会における聴き取りに対しては、「いじめとの言葉が頭をよぎらなかった」と述べており、本件学校が、本件行為を「いじめ」と捉え、真摯に向き合っていたのかには疑問が残る。

そもそも、生徒A保護者が被害届を提出したとしても、それによって警察等による事案の解明が必ずしも期待できるものでもないし、ましてや「いじめ」に該当するか否かの判断が警察によってなされるものではない。

当然のことながら、「いじめ」の問題については、学校が主体性を持って調査を行い、対応方針を決定すべき事柄であって、警察による捜査や司法手続が進んでいたとしても、そのことは学校が調査を行わないことを許容する事情とならない。

校内いじめ対策委員会での議論が上記のような内容に終始したことからは、会議の主催者である校長をはじめ、副校長ら管理職に「いじめ」に対する基本的な理解が不足していたとの批判を免れない。

## (2) 本件学校への提言

上記(1)記載のとおり、本件学校による対応には不適切な点があったこと

を厳しく指摘しなければならない。

とりわけ当委員会が実施した聴取調査の場において、生徒Aが、本件学校の教諭に対する気持ちについて、「うそつきと思っている」と答えているが、このような発言が生徒Aからなされること自体が、生徒Aと本件学校との間の信頼関係が崩壊してしまっていることの証左というしかない。

そして、このような事態に陥る前に、本件学校としては「いじめ」の問題について適切に対処しなければならないことはいうまでもないことから、以下、当委員会から本件学校への個別の提言を行う。

#### ア 学校内部における「いじめ」問題に対する取組みの整備

本件学校が不適切な対応をするに至った原因を、個々の教諭のいじめ問題に対する理解の不足と捉えることも可能であるが、本質的には、「いじめ」の問題に対しての本件学校における平素の取組みが不十分であったということが指摘できる。

以下では、学校内部における「いじめ」問題に対する取組方法を提言する。

##### (ア) 研修の強化

そもそもの前提として、校長を含む管理職及び各教諭らの「いじめ」に対する認識を深めること、つまり「いじめ」問題に対する研修が重要である。

本件学校では、平成29年度及び平成30年度において、①校内研修として、外部講師を招いての一般的な人権問題や、副校長を講師とする研修のほか、②京都府総合教育センターの研修が実施され、その中には平成30年度にはいじめ・不登校問題に関する研修（3名受講）が実施されたようであるが、「いじめ」問題に特化した研修が実施され、その成果が校内で共有された様子はない。

本件学校においては、「いじめ」の基本的な問題、ケーススタディ、対策会議のあり方や外部専門家の重要性などを学ぶ機会は乏しかったものと推察され、このような実情は、本件学校に限ったものではないであろうと解されるところであるが、今後、改善が望まれる。

#### (イ) 各自の役割分担の定め

「いじめ」問題が発生した場合、例えば次のようなことを行う必要が生じる。

- ①被害者とされる生徒及びその保護者の対応
- ②加害者とされる生徒及びその保護者の対応
- ③いじめ対策委員会の開催
- ④教育委員会やスクールカウンセラー等外部組織への報告・相談
- ⑤上記①ないし④につき、記録の作成・保存

これらを誰が行うのか、その際、管理職はどのように関わるのか等、まずは各自の役割を明確にして初動に備えることも「いじめ」問題に対応する方法として有益である。

さらにいえば、組織として「いじめ」問題にはどのように対応するのか（例えば、保護者から「いつ生徒の聴き取りを行うのか」と尋ねられた際には、「遅くとも●月中には対応します」など時期を特定して説明をするなど）、管理職が主導して詳細に対応方法を検討し、各教諭に共有することが有益である。

#### (ウ) いじめ対策委員会における議論の充実

「いじめ」問題が発生した場合、学校内におけるいじめ対策委員会での議論が充実すれば、問題解決も促進される関係にあるといえる。

同委員会での議論を充実させるためには、管理職のみならず各教諭が会議の場で積極的かつ自主的に意見を述べる必要があり、そのためには、いわば風通しの良い環境づくりをすることも重要である。この点については、本件学校の校長ら管理職による配慮が必要である。

### イ 外部専門家との連携

#### (ア) スクールカウンセラーの活用

さらには、早い段階から生徒及び教諭共にスクールカウンセラーに事案の相談ができるという体制、習慣が十分に確立されていないことも指摘できる。

本件においても、教諭が生徒Aに対し、スクールカウンセラー制度

を利用することを勧めていけば、生徒Aがフラッシュバックなどの二次被害を訴えることはなかった可能性もある。

この点、京都府内の[ ]学校においては、スクールカウンセラーが配置されているものの、[ ]がほとんどで、学校とスクールカウンセラーとの連携が十分になされているとはいえない状況にある。

スクールカウンセラーとの連携を強化するためには、①定期的な訪問の頻度を上げるとともに、②具体的な案件が発生している際には、頻繁にスクールカウンセラーとの面談ができるようにすること、③面談に限らず、電話その他の方法により適時に相談が受けられるよう、制度を確立することが必要である。

加えて、[ ]学校において「いじめ」問題が発生した場合、[ ]  
[ ]  
[ ]例えば、スーパーバイザーとして当該事案の解決にあたって臨床心理士や公認心理師資格等を有する外部専門家の協力を随時に得られる制度を整備確立していくことも必要であろう。

そしてまた、このような制度を確立することのみならず、確立した制度が積極的に利用されるためには、「いじめ」問題の対応にあたっては、組織内部の関係者のみで対応を検討するのではなく、外部専門家の助言を積極的に受けることが重要であるという点についての教諭の理解を深めることが必要である。

#### (イ) スクールロイヤーの活用

スクールカウンセラーの活用のみならず、スクールロイヤーの活用も重要である。もし仮に、本件学校が校内いじめ対策委員会を開催するにあたって、専門的知識を有する弁護士が関与していれば、本件学校において事実関係及び「いじめ」の有無についての調査を実施すべきと助言をしていた可能性は高いと考えられる。

現在、京都府内においては、舞鶴市及び長岡京市においてスクール

ロイヤーが配置されているのみであり、当該制度が積極的に活用されているとはいえない状況にある。

学校と司法が連携し、「いじめ」問題に迅速かつ適切に対処するには、現場の教諭が抵抗なくいつでも弁護士にアクセスできるという状況が作られることが理想であるため、まずは各自治体へスクールロイヤー制度の周知を図り、その制度の導入と現場の教諭による積極的な活用を促すことが肝要で、これを行ったうえで、現場の学校及び教員としても、「いじめ」問題が生じた際には、ためらいなくスクールロイヤーに相談するという意識を持つことが必要である。

## 2 京都府教育委員会の対応についての評価と提言

### (1) 京都府教育委員会の対応についての評価

#### ア 本件学校の対応状況を具体的に確認していなかったこと

上記1において指摘したとおり、本件学校が校内いじめ対策委員会を開催したものの、警察に対して被害届が提出されていることを理由として、本件学校自ら事実関係の調査を実施して事案解明を行おうとしなかったことは、不適切な対応であったといわざるを得ない。

そして、京都府教育委員会  (  名の職員で構成されており、主として担当をしていたのはうち  名で構成される同課  名で構成される。) は、本件発生の3日後、本件学校が「組織的に対応を協議」していることを確認し、その後校内いじめ対策委員会を開催したことについても報告を受けていたが、その内容までは確認しておらず、さらに本件学校が具体的にどのような方針で対応を行っているのか、どのような調査を具体的に実施しているのかについての確認をした様子も窺えない。

このため、京都府教育委員会においても、本件学校が上記のような不適切な対応を行っていることを把握せず、本件学校に対して適切な助言を行うこともできなかったことを厳しく指摘しなければならない。

## イ 速やかに第三者委員会を設置しなかったこと

さらに、京都府教育委員会[ ]課（ここでも主として担当をしていたのは同課[ ]係と推察される。）においては、遅くとも平成30年2月頃には、生徒A保護者からいじめ重大事態の調査を求める旨の意向が示されていたにもかかわらず、「第三者による調査を検討します」、「時間がかかります」といった返答を生徒A保護者にするにとどまっており、結局、本件事案について京都府いじめ防止対策推進委員会に報告がなされたのは、令和元年5月になってからであり、生徒A保護者がいじめ重大事態として調査を求める旨の意向を表明してから、少なくとも約1年3か月が経過していたというのが、本件事案の事実経過であった。

この点、京都府教育委員会[ ]課作成の資料には、平成31年1月「当課として何か動かないといけないと考え」、「具体的に調査してほしい内容を書面で出してほしいと進め方を変更した」と記載されており、確かに、「いじめ」問題の調査にあたり、被害生徒側の要望事項が明確に示されることは重要ではあるものの、この点が具体的に明らかにならないと教育委員会として調査の主体を決定することができないということはなく、ましてや一定の書式により書面が提出される必要があるということ、法は求めている。

被害生徒側から、いじめの重大事態であるとの指摘が出たのであれば、学校内組織における事態把握と事実確認にかかる報告を求め、速やかに調査の主体（京都府いじめ防止対策推進委員会か、学校内組織か）を決定しなければならない。

したがって、京都府教育委員会の上記対応も不適切であるといわざるを得ない。

## (2) 京都府教育委員会への提言

### ア 手順の明確化とルール化

京都府教育委員会が上記のような対応を行った背景には、①「いじめ」問題が発生した場合の各関係機関の役割や連携に関する手順に関して明

確なルールが定められていないこと、②事案対応が担当者のみにより行われ、上席者による適切な指導監督など、組織的な対応がなされていないことが指摘できる。

被害生徒やその保護者が、学校を超えて教育委員会に「いじめ」問題が発生した旨を直接連絡することは、今後も十分に起こりうるのであって、かかる場合に、いかなる手順で調査が行われるのか、各関係機関はどのような役割を果たすのかを明確に定め、被害生徒とその保護者にその理解を求めないと、今後も同様の事態が発生することが懸念されるところである。

また、「いじめ」問題については、特に当事者同士の感情の対立が激しいことが多く、担当者のみの判断によるのではなく、他の職員や上席者による指導や助言を受けながら組織的に対応することが好ましく、本件を契機に、組織全体における情報共有、定期的なフィードバックの方法などについての具体的なルールを確認しておくことが望まれるところである。

#### イ 記録の作成と保存

また、京都府教育委員会  課から提出を受けた資料等を検討する限り、同課において本件に関する対応状況をその都度記録し、保管していた様子は窺えない。対応状況を記録し、保管することは、事後的な検証に資することはもちろん、担当者自身が統一した方針を持って継続的に対応すること、上席者などによるチェック、指導助言に繋がることから、重要である。

上記において指摘した、組織全体における情報共有や定期的なフィードバックの前提として、どのような記録を作成して、保管するのかという点についても確認をしておくことが望まれる。

#### ウ スクールカウンセラーとスクールロイヤーの整備及び周知

京都府教育委員会だけの問題にはとどまらないが、「いじめ」問題に適切に対応するためには、行政組織としても、スクールカウンセラーとスクールロイヤーの配置を促進し、これらの適切な利用を各学校に周知

していく必要がある。

スクールロイヤーに関しては、京都府教育委員会においても、令和2年度から京都府学校問題対策チームが設置され、原則として府立学校向けではあるものの、教育庁内において担当の弁護士が週1回勤務している。

しかしながら、京都府の規模と学校数を勘案した場合、週1回の教育庁内での勤務だけで果たして十分な効果を発揮し得るのかという点については疑問が残るところであり、たとえば、スクールロイヤーが学校現場に適時に巡回して教職員向けの研修を行ったり、研修に際してグループワークに参加したりすることで、その存在と活用の意義や方法を直接学校現場に伝えていくなど、今後の積極的な活用方策を工夫していくことが望まれる。

以上